

保税制度について(社内研修等参考資料)


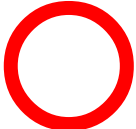
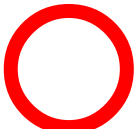




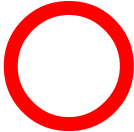
問題集

(指定保税地域・保税蔵置場用)

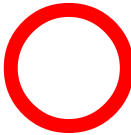
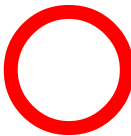

下記の記述につき、正しいものに「○」、また、間違っているものには「×」を記入してください。

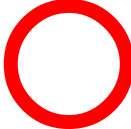
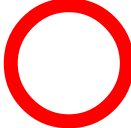

	問題	回答
1	保税地域とは、外国貨物を置くことができる場所として税関長が許可した場所のことであり、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種類がある。	×
	指定保税地域は、国、地方公共団体等が所有し、又は管理する土地や施設で、財務大臣が指定した場所であり、税関長が許可した場所ではない。	
2	指定保税地域に外国貨物を一時蔵置できる期間は1か月であり、当該期間にかかる延長はできない。	○
	指定保税地域における外国貨物の蔵置期間の根拠は、関税法第80条第1項のみであり、当該期間の延長手続は存在しない。	

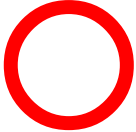


	問題	回答
3	保税蔵置場は、長期蔵置が可能な場所として、申請により税関長が許可する保税地域のことであり、搬入してから2年間は何らの手続を要することなく外国貨物を蔵置することができる。	
外国貨物を保税蔵置場に置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年であり(関税法第43条の2第1項)、当該承認は当該貨物を入れた日から3か月を超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない(関税法第43条の3第1項)。		
4	腐敗した貨物については、他の貨物を汚損するおそれがあり保税地域にそのまま蔵置しておくことは良くないため、他所蔵置を許可してもよい。	
法第30条第1項第2号に掲げる「保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物」には、「腐敗変質し、又は他の貨物を汚損するおそれがある貨物」も含まれる(関税法基本通達30-2(4))。		
5	輸出しようとする高価な美術品につき、品質を保つためには決まった温度・湿度が保たれた施設で保管しなければならないが、既設の保税蔵置場にはそのような施設がないため、輸出通関のための他所蔵置を許可をすることとした。	
法第30条第1項第2号に掲げる「保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物」には、「貴重品、危険物又は生鮮食料品のような蔵置保管に特殊な施設又は管理を要する貨物であって、それらの蔵置保管に適した保税地域がないもの」が含まれ(関税法基本通達30-2(5))、当該事例の美術品はこれに該当するものと考えられる。		

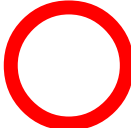

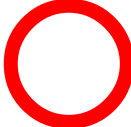
	問題	回答
6	他所蔵置許可をすることにより、その場所は保税蔵置場と同様の機能を持つことになることから、当該許可には手数料の納付が必要である。	
他所蔵置許可は、この場所について特例的に保税地域的機能を持たせるものではなく、個々の貨物に対し、保税地域外に置くことについての禁止を解除するものである。		
7	他所蔵置許可を受けた貨物について、貨物を開披して内容品の品質を確認する際には、あらかじめ税関長の許可を受ける必要がある。	
他所蔵置許可を受けた貨物について内容の点検を行おうとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない(関税法第36条第2項)。		
8	関税法第32条に基づく外国貨物の見本一時持出の許可を受けて持ち出した貨物につき、持ち出した貨物と併せて貨物全体について持出許可期間内に輸入許可となったので、持ち出した貨物を元の保税地域に戻し入れなくてもよい。	
見本として持ち出した外国貨物が、持出許可期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合は、その持出しに係る保税地域に戻し入れなくてもよい(関税法基本通達32-1(2))。		

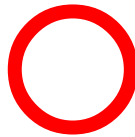

	問題	回答
9	外国貨物をくずとして処分する場合、関税法第34条に基づく税関への届出をすれば、関税等を納付することなく処分することができる。	×
	外国貨物の廃棄が滅却以外の廃棄であるときは、その廃棄後の現況により輸入手続を要する(関税法基本通達34-1(3)参照)。あらかじめ滅却の承認を受けた場合は、関税等を納付することなく処分することができる(関税法第34条但し書き)。	
10	外国貨物である食品につき、国内での需要が見込めなくなったため輸入を取り止め、粉碎して堆肥としてリサイクルに利用する場合、粉碎することで、食品本来の用途に供せられなくなることから、関税法第45条第1項但し書きに基づく滅却の承認を受けることができる。	×
	関税法に定義する滅却は、「焼却等により貨物の形態をとどめなくすること」「当該貨物の残存価値がほとんどないと認められる状態にし、かつ取締上支障がないと認められること」とされているため、リサイクルに利用できるように処理方法については、一義的には滅却と認めることは言い難く、この場合は廃棄届を提出させたうえで、処理後の堆肥として輸入申告を行うべきである。	
11	指定保税地域や保税蔵置場において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設けなければならないが、その帳簿の保存期間は、帳簿を作成してから2年間である。	×
	帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日)までである(関税法基本通達34の2-3)。	

	問題	回答
12	指定保税地域や保税蔵置場において貨物を管理する者が備える帳簿は、税関に届け出ることにより電子データで作成することも可能である。	
<p>貨物管理者が備え付けることとされている帳簿につき、電磁的記録による保存を行おうとする場合には、その保存方法及び適切な保存措置の確認のため、事前に税関の保税担当に提出する必要がある(関税法基本通達34の2-4)。</p>		
13	税関に輸入申告した際、税関から検査指定を受け、税関が指定する検査場所に貨物の一部を搬出する場合、帳簿にその搬出にかかる貨物の記号・番号、品名、数量、搬出年月日、搬出の根拠となる輸入申告番号を記帳する必要がある。	
<p>税関の検査指定に伴う外国貨物の搬出も、関税法施行令第29条の2第1項第7号にいう「指定保税地域等から外国貨物を出した場合」に該当し、これらの記帳は必要である。ただし、貨物検査票には、令第29条の2第1項第1号若しくは第7号に規定する事項(貨物の記号、番号、品名及び数量)が記載されていることから、検査指定票に当該保税地域の倉主が日時及び搬出入確認印(倉主により名称は異なるが、倉主が搬出入の際に関係書類に押印するもの)を押印させ、検査指定票を保管させることで別途帳簿を設けたものとして取り扱って差し支えない。</p>		
14	「要確認」「要施封」の記載がある保税運送承認書に係る貨物が到着した場合、搬入手続の終了後、直ちに税関の保税担当部門に連絡する必要がある。	
<p>「要確認」「要施封」の記載がある保税運送承認書に係る貨物が到着した場合、倉主等が到着後直ちに到着地の保税担当部門に連絡する必要がある(関税法基本通達34の2-1(1)イ(イ))。</p>		

	問題	回答
15	輸入貨物の搬出手続においては、搬出する貨物と、搬出の根拠となる許可・承認・届出書等の関係書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量等の異常の有無の確認を行う必要がある。	
	倉主等は、保税地域から輸入貨物を搬出しようとする場合において、貨主(またはその代理人)から搬出の法的根拠となる許可書、承認書、届出書等の提示を受け、当該書類と搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、提示された書類に認印を押なつし、自己の責任において貨物を搬出する(関税法基本通達34の2-1(1)ロ)。	
16	指定保税地域につき、国が土地や施設を譲渡・貸付したり、土地の工事や施設の新築・改築・移転・撤去等の工事を行う場合は、あらかじめ税関長に協議しなければならない。	
	指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、「当該土地又は建設物その他の施設の譲渡、交換、貸付その他の処分又はその用途の変更」「当該土地の工事又は当該土地内における建設物その他の施設の新築」「当該建設物その他の施設の改築、移転、撤去その他の工事」をしようとするときは、あらかじめ税関長に協議しなければならない。ただし、所有者又は管理者が、国及び地方公共団体以外の者である場合においては、税関長の承認を受けなければならない(関税法第38条第1項)。	
17	加工後において加工前の状態が判明できる程度の簡単な加工であれば、関税法第40条第2項にいう「簡単な加工」として、あらかじめ税関長に許可を受けることで、指定保税地域及び保税蔵置場において行うことができる。	
	専ら、関税の引き下げ、非自由化品目の自由化品目への変更を目的とする場合は、上記のような簡単な加工であっても、関税法第40条第2項により許可を受けることで指定保税地域で行うことができる貨物取扱い(簡単な加工)には該当しない。	

	問題	回答
18	保税蔵置場の被許可者である法人のすべての役員や従業員だけでなく、保税業務の委託先の企業のすべての従業者に対しても、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるため社内教育・訓練についての体制を整備し、継続して実施する必要がある。	
	保税蔵置場の被許可者である法人のすべての役員や従業員だけでなく、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても、被許可者の役員や従業員に対するものに準じた教育、訓練を行う必要がある(関税法基本通達34の2-9(6))。	
19	保税蔵置場は、所轄の税関官署からおおむね100km以内に設置する必要がある。	
	特殊な保管を必要とする貨物のみを蔵置するための施設(危険物、ウイスキーの原酒等)、蔵入承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設等で、蔵置施設、蔵置貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、やむを得ない事情にあると税関長が認める場合は100kmを超えても保税蔵置場の許可を行う場合がある。	
20	保税蔵置場として許可を受けている場所について他社に賃貸することは、関税法違反に該当する。	
	保税業務を委託する場合に被許可者が保税業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制になっていることを要件としているため(関税法基本通達34の2-11)、そのような体制を取らずに他社に賃貸する場合は、関税法第44条第1項に基づき、当該賃貸場所について減坪の届出を行う必要がある。よって、許可を受けている場所についての他社への賃貸自体が禁止されているわけではなく、貨物管理責任を丸投げするような「坪貸し」が禁止されている、ということになる。	

	問題	回答
21	保税蔵置場の被許可者が、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止するときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない、業務休止中は外国貨物を搬入してはならない。	
保税蔵置場の被許可者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない(関税法第46条)。また、休業期間中は、保税蔵置場に外国貨物が置かれていないことを原則とする(関税法基本通達46-1)。		
22	保税蔵置場に搬入した外国貨物につき、荷主所有の保管倉庫に空きスペースがなく受け入れ態勢が取れないことから、保税蔵置場での蔵置期間が3か月を超える場合、「蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書」を税関に提出して承認を受けることにより、引き続き当該外国貨物を蔵置することができる。	
「蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書」を提出することにより蔵入未承認での蔵置期間を延長することができるのは、「やむを得ない理由により必要があると認めるとき」に限定され、具体的には、例えば「他の法令の規定により許可、承認等を必要とする貨物である場合において、当該手続途中である場合」「蔵入承認申請書の添付書類が輸入者の責に帰すべきでない理由により不備であるため、蔵入承認申請が行えない場合」といったケースとなる。設問のような事情では、一義的には「やむを得ない理由により必要がある」とは認めがたいと考えられる。		
23	平成28年4月1日に関税法第43条の3に基づいて保税蔵置場Aに置くことの承認を受けた貨物について、平成29年4月1日に別の保税蔵置場Bに置くことについてあらためて当該承認を受けた。保税蔵置場Bに当該貨物を蔵置することができるのは、平成30年4月1日までである。	
保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日(設問では平成28年4月1日)から2年である(関税法第43条の2第1項)。		

	問題	回答
24	保税蔵置場にある外国貨物がなくなってしまった場合、当該保税蔵置場の被許可者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。	
	保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない(関税法第45条第3項)。	
25	火災により外国貨物が亡失した場合は、保税蔵置場の被許可者は、亡失した外国貨物にかかる関税の納付義務を免れる。	
	自己の責任によるような火災(例えば、火の不始末、警備体制の不備による放火)の場合は、亡失した外国貨物にかかる関税の納付義務は免れがたいと考えられる(関税法基本通達23-9(1)参照)。	